

請願第1号

請 願 書

平成27年 9月25日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市田村町徳定字芋干場50

石 塚 由 紀

郡山市富田町西原58-6

滝 田 春 奈

郡山市久留米6-151-11

森 園 かずえ

郡山市大槻町原田93 県営住宅39-31

黒 田 節 子

郡山市大槻町久助林8-10

佐 藤 昌 子

郡山市大槻町八坦10-8

木 元 秀 雄

郡山市田村町桜ヶ丘2-295-48

橋 本 あ き

郡山市安積町荒井字明道1-24

人 見 やよい

郡山市中田町柳橋字前ノ内361

竹 内 哲

郡山市大槻町六角北4-26

宗 形 修 一

郡山市安積町笹川字明見前16-10

石 塚 キヨ子

郡山市喜久田町堀之内字堀内72

大 山 和 子

郡山市挑見台11-54

阿 部 千 春

郡山市開成 5-10-13

宗 形 由美子

郡山市富久山町久保田字乙高50

川 井 ひろみ

郡山市菜根 1-14-18

前 田 文 子

郡山市桜木 2-14-11

横 田 京 子

紹介議員 蛇 石 郁 子

岩 崎 真理子

飛 田 義 昭

「原発事故・子ども被災者支援法」改定基本方針が不十分なので本来
必要な被災者支援を求める意見書の提出を求める請願

〔請願趣旨〕

2015年8月25日、被災者生活支援施策の推進に関する基本的な方針の改定が閣議決定されました。今回の基本方針は、線量が低減したとして、「避難指示区域以外から新たに避難する状況になく、支援対象地域は縮小または撤廃することが適当となると考えられ、空間線量などからは支援対象地域は縮小または撤廃することが適当であり、当面、放射線量の低減にかかわらず、支援対象地域の縮小または撤廃はしないこと」とするとしての上で、福島県による自主避難者への無償住宅提供の打ち切り方針を追認しています。

しかし、「新たに避難する状況にない」と判断する根拠がない上に、「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」「避難・居住・帰還という被災者の選択を国が支援する」「健康被害の未然防止」「一定の線量以上の地域を支援対象地域とする」といった、子ども・被災者支援法の基本的な理念や規定を無視し、避難者を切り捨てるものであります。

そもそも、2013年10月策定された基本方針は、支援対象地域の一定の汚染を示す数値を示さないまま福島県外の汚染地域を支援対象地域から外し、新規立法を含む具体的体系的支援施策を行わず、被災当事者の声を反映するための十分な措置を取らないなど、多くの問題を含む内容で、支援法の理念から逸脱した形でスタートしました。

今回の改定案は、高すぎる基準に基づいた避難区域の解除、「自主」避難者への住宅支援打ち切りなど、人々の願いに反した帰還政策と一連一体のものであり、原

発事故の矮小化を諮り、被ばく受忍を強い、国の責任で行うべき支援を縮小する改悪であります。

復興庁はじめ関係機関は、公聴会を開催することもなく、7月に開催された説明会においても、被災者の要望や質問に具体的に誠意をもって応答することがなく、このような姿勢は、支援法第5条第3項に違反しており、直ちに改めるべきものであります。被災者の切り捨ては、国の未来の切り捨てです。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

「原発事故・子ども被災者支援法」改定基本方針が不十分なので、本来必要な被災者支援を求める意見書を国に提出すること。

請願第2号

請 願 書

平成27年 9月25日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市喜久田町字赤沼向4-5
I 女性会議郡山支部
議 長 渡 部 衣 子

紹介議員 蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
飛 田 義 昭

原発再稼働の中止を求める請願

〔請願趣旨〕

東京電力福島第一原発事故発生から4年半が経過するなかで、いまだに福島県民約11万人が避難生活を余儀なくされています。福島第一原発事故の原因は十分に究明されず、汚染水問題などが日毎に深刻さを増し、事故の収束もおぼつかない状況にあります。

このようななかで、原子力規制委員会は九州電力川内原発1・2号機や関西電力高浜原発3・4号機が新規規制基準を満たしていると決定し、九州電力は8月11日に川内原発1号機の再稼働を強行しました。政府も原発の再稼働をすすめ、原発依存の既成事実化をはかろうとしています。

新規規制基準は放射性物質が飛散する過酷事故を想定し、避難計画の策定を道府県とUPZ（緊急防護措置準備区域：概ね30km）圏内の自治体に義務付けましたが、国も原子力規制委員会も計画づくりに関与しておらず、計画の杜撰さも指摘されています。

この2年間近くにわたって原発が稼働しないなか、全国的に再生可能エネルギーの推進が図られており、原発なしで電力供給に何ら問題がないことは明らかです。まずは福島第一原発事故の徹底した究明と事故の収束こそを優先させるべきであり、原発の再稼働は急ぐ必要はありません。

よって、将来的に安全安心な電力供給を推進するために、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 全国の原発の再稼働はせず、福島第一原発事故の徹底した究明と事故の収束こそを優先させるべきであること。
- 2 全国の水力や風力、地熱、バイオマス、太陽光パネルなど再生可能エネルギーを推進していくこと。

請願第3号

請 願 書

平成27年 9月17日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市富田町字登戸13番地の1
郡山市富田東土地区画整理組合
理 事 長 大和田 好 男

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
但 野 光 夫
大 内 嘉 明

県中都市計画事業富田東土地区画整理事業に支援を求める請願

〔請願趣旨〕

本事業は、平成4年11月に組合施行による土地区画整理事業として、福島県知事の認可を得て事業に着手し、以来、都市計画道路内環状線をはじめとする公共施設など都市基盤の整備を進め現在に至っております。

組合施行の土地区画整理事業は、資金収入の大部分を保留地処分金に依存する事業であり、バブル崩壊以降の地価下落や東日本大震災などの影響により、事業の遂行に多大な影響を受け、事業完了も危ぶまれる状況にあることから、金融機関や郡山市に本事業の完了に向けた支援について働きかけるとともに、事業財源確保に向けて、地権者から賦課金を徴収することを決定し、徴収を進めてきました。

しかしながら、東日本大震災により被災した地権者や住宅・教育ローンを抱えている地権者の負担は大きく、平成27年9月末の納入期間までに賦課金を納付することが困難な地権者も多く、このままの状況が続けば、事業費が更に増加し、事業完了が見込めない状況にあります。

良好な都市基盤の整備を行い、郡山市のまちづくり推進に取り組んできた本事業の完了に向けて、下記の事項についてお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 都市基盤の整備を進めた本事業の完了に向けた財政援助をすること。
- 2 事業費の縮減を図るための公園の位置変更など事業計画の設計変更に関する技術的援助をすること。
- 3 事業費の縮減を図るため完成している公共施設の管理引継ぎをすること。